

社債の取引情報の報告・発表制度について

2014/6/17
日本証券業協会

「社債市場の活性化に関する懇談会」(座長:福井俊彦 キヤノングローバル戦略研究所理事長)報告書「社債市場の活性化に向けた取組み」の提言

社債市場の活性化を図るためには、社債の取引情報を公表することにより社債の価格情報の透明性を高め信頼性を確保することが重要であり、社債の取引情報の公表に向けた取組みを進める

社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキンググループ(主査:野村修也 中央大学法科大学院教授)における検討

公社債分科会の下に設置された「社債の価格情報インフラの整備等に関するWG」において、平成25年9月以降、社債の取引情報の発表等について実務的な検討を行い、規則及びガイドラインの改正案を取りまとめ

パブリックコメントの実施・規則改正等

上記の規則及びガイドラインの改正案等について、平成26年2月13日から2月28日までパブリックコメントを実施。平成26年3月18日付で規則及びガイドラインを改正・新設。平成27年11月2日施行。

社債市場の活性化

企業の資金調達手段の分散化・多様化
投資家の投資運用機会の拡充

金融・資本市場の機能を強化
我が国経済の活性化、発展に重要な役割

我が国社債市場は、相対的に小規模

資金運用の手段としての社債の比重は、欧米と比較して低い

⇒社債市場の活性化のためには、発行市場と流通市場の両市場の整備が必要不可欠

社債流通市場の課題

現状、社債の流通市場は、必ずしも活発とは言えない。

【指摘されている理由】

- ・バイ・アンド・ホールド型の投資手法
- ・価格情報インフラの未整備

※社債発行市場に係る諸課題(コベナント・債務の状況等に関する情報開示、社債権者保護の充実のあり方)については、別途、検討中

売買参考統計値の信頼性の向上

課題：社債の売買参考統計値の一部について、市場実勢との乖離が認められるのではないか

取組：平成25年12月、社債の売買参考統計値の信頼性の向上を図るため、売買参考統計値について制度見直しを行う規則改正

社債の取引情報の発表制度の構築

課題：社債について、取引価格等の取引情報を発表する制度は存在せず、価格情報の透明性を高める必要があるのではないか

取組：平成26年3月、新たに社債の取引情報の報告・発表制度を設ける規則改正

社債の取引情報の報告・発表制度の概要 ～発表対象の社債取引～



発表対象の取引

取引数量が額面1億円以上の取引

発表対象の社債

- ① 当該社債の銘柄格付がA A格相当以上
- ② 当該社債の銘柄格付を二以上取得、又は、当該社債の発行体が発行体格付を二以上取得

⇒額面1億円以上の取引のうち約5割が発表対象

社債の取引情報の報告・発表制度の概要 ～発表方法、発表事項～



発表方法

日本証券業協会のホームページにより、毎営業日、午前9時を目途に発表

発表事項

- | | |
|---------|-----------------|
| ① 約定年月日 | ⑤ 表面利率 |
| ② 銘柄コード | ⑥ 取引数量(額面金額ベース) |
| ③ 銘柄名 | ⑦ 約定単価 |
| ④ 償還期日 | ⑧ 売買参考統計値(平均値) |

(注)⑥取引数量(額面ベース)は、「5億円以上」、「5億円未満」の別を公表

社債の取引情報の報告・発表制度の概要 ～発表イメージ～



○20XX年2月3日発表分

約定年月日：20XX年2月1日

銘柄コード	銘柄名	償還期日	利率	取引数量 (額面金額ベース)	約定単価 (円)	【参考】売買参考統計値(平均値)*
987654321	A社 第○回債	20XX年 XX月XX日	1. XXX%	5億円以上	99.65	99.63
				5億円未満	99.75	

* 売買参考統計値(平均値)は、本協会が指定する協会員から、当日の午後3時現在における額面5億円程度の売買の参考となる気配として報告を受けた気配値(売り気配と買い気配の仲値)の平均値である。

約定年月日：20XX年2月2日

銘柄コード	銘柄名	償還期日	利率	取引数量 (額面金額ベース)	約定単価 (円)	【参考】売買参考統計値(平均値)*
123456789	B社 第○回債	20XX年 XX月XX日	2. XXX%	5億円以上	99.33	99.40
					99.28	
				5億円未満	99.48	
					99.48	

* 売買参考統計値(平均値)は、本協会が指定する協会員から、当日の午後3時現在における額面5億円程度の売買の参考となる気配として報告を受けた気配値(売り気配と買い気配の仲値)の平均値である。

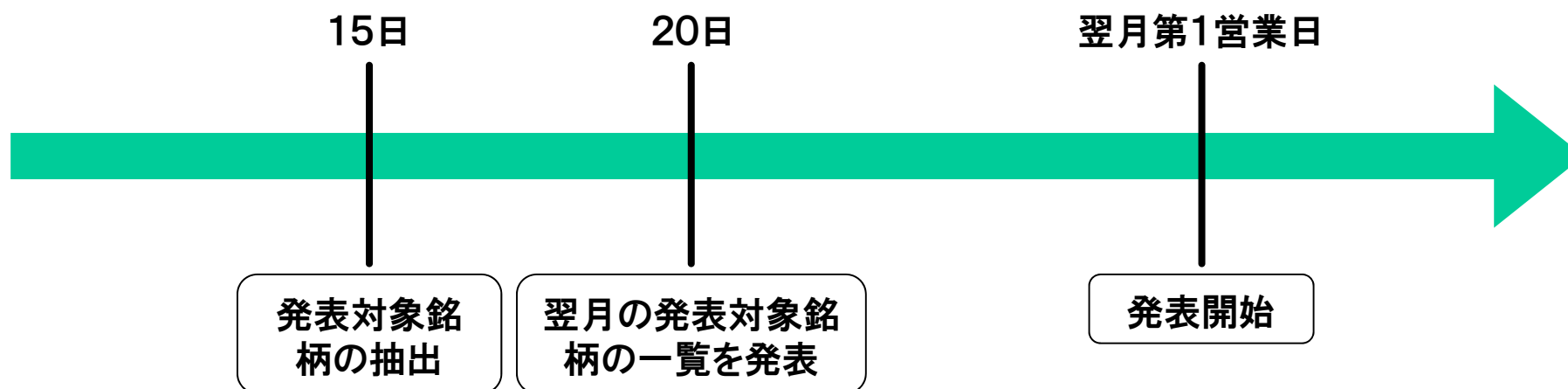
社債の取引情報の報告・発表制度の概要 ～発表対象銘柄の更新～



○発表対象銘柄の更新の頻度: 月次

○発表対象銘柄の発表時期: 毎月20日に翌月の発表対象銘柄の一覧を日本証券業協会のホームページにより発表

※毎月15日時点の情報に基づき発表対象銘柄を更新



社債の取引情報の報告・発表制度の概要 ～発表停止措置、発表中止措置～



発表停止措置

- ・日証協が定める発表停止基準に該当した社債は発表を停止

○発表停止基準の算定式

$$(A-B)-(a-b) \geq X$$

A: 当該社債の当日の売参値
B: 当該社債の前営業日の売参値
a: 参照国債の当日の売参値
b: 参照国債の前営業日の売参値
X: 一定の数値

- ・日証協は、発表停止基準に該当しないものの発表停止が真に必要であると認められる社債について、会員による発表停止の申請に基づく審査を経て、発表停止の決定を行うことができる

発表中止措置

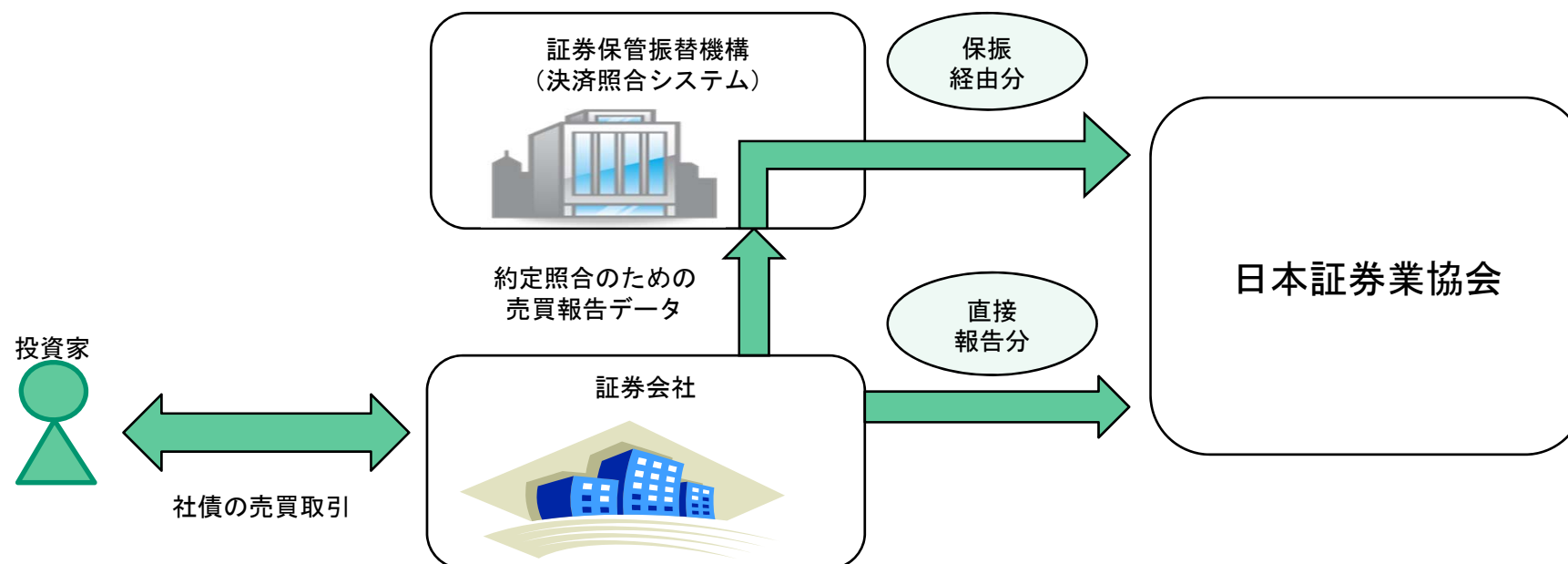
- ・銘柄格付がAA格相当以上であることを満たさなくなった社債は発表を中止

社債の取引情報の報告・発表制度の概要 ～証券会社による社債の取引情報の報告～



証券会社は、毎営業日、17時15分までに当日の社債の取引を日証協に報告

※保振の決済照合システムを利用して約定照合を行う取引については、決済照合システムに約定照合のための情報を送信することにより報告を行ったものとみなされる。



今後のスケジュール



	スケジュール
パブリックコメントの実施	社債の発表・報告制度を規定した規則改正等について、平成26年2月13日から28日までパブリックコメントを実施
規則の改正等	平成26年3月18日付で規則改正等
規則の施行 (制度の開始)	平成27年11月2日 ※平成25年12月に規則改正を行った売買参考統計値制度も同時に開始することを予定
制度開始後の見直し	制度開始後、取引情報の発表が社債の流動性に与える影響等について定期的に検証 検証の結果を踏まえ、発表銘柄対象銘柄等の見直しを検討

END

社債の取引情報の報告・発表制度について

2014/6/17
日本証券業協会

本件に関するお問合せ先
日本証券業協会
公社債・金融商品部(公社債担当)
TEL:03-3667-8456

社債の取引情報の報告・発表制度について

平成26年 6 月

I. 現状

現在、日本では、社債の店頭取引における実際の取引価格を公表する制度はなく、取引当事者以外の第三者が取引価格を把握することは困難である。

社債の店頭取引の価格情報としては、日本証券業協会（以下「日証協」という。）が発表する売買参考統計値のほか、情報ベンダー又はその他の機関が発表している価格等があるが、これらは気配等に基づき算出又は評価した価格であり、実際の取引価格ではない。このため、日証協では、日本で初めての取組みとして、社債の取引情報を発表する制度を設けることにした。

II. 社債の取引情報の報告・発表制度が創設された経緯

① 社債懇報告書での提言

平成24年7月に公表された「社債市場の活性化に向けた取組み」（社債懇報告書）において、社債の流通市場の活性化を図るためには、社債の価格情報の透明性を高め信頼性を確保することが重要であり、証券会社に対し社債の取引情報の報告を求め、日証協が取引情報の発表を行うことが提言された。

② 社債の取引情報の報告・発表制度に係るワーキングでの検討

日証協では、「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」（主査：野村修也中央大学法科大学院教授）を設置し、社債懇報告書の提言の実施に向け、平成25年9月以降、社債の取引情報に係る日次報告及び取引情報の発表について実務的な検討を行い、これらの実施に必要とされる規則及びガイドラインの改正案等を取りまとめた。

III. 社債の取引情報の報告・発表制度の概要

裏面を参照。

IV. 今後のスケジュール

- ・制度の開始時期は平成27年11月2日とする。（平成25年12月に規則改正を行った新しい売買参考統計値制度も同時に開始する。）
- ・また、制度開始後も、取引情報の発表が社債の流動性に与える影響等について定期的に検証を行い、必要に応じて制度の見直しの検討を行う。

社債の取引情報の報告・発表制度の概要

